

この度、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画を公表しましたので周知します。

4 文科教第 3 5 0 号
令和 4 年 6 月 3 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学省所轄学校法人理事長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

文部科学省総合教育政策局長
藤 原 章 夫

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について（通知）

本年 4 月に施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号）においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置として、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生に対し、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための啓発等を行うこととされています。

これを受け、文部科学省においては、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画を作成し、公表しました。関係各位におかれては、別紙の関係規定等を踏まえ、教育職員等の研修や教職課程を履修する学生への授業等において、本動画を積極的に活用いただくようお願いします。

なお、文部科学省においては、今後、教職課程を履修する学生向けに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の概要（簡易版）及び教育実習における留意事項についての動画を作成する予定です。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定

都市教育委員会を除く。) に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）及び所轄の学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

記

《教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について》

概要：末松文部科学大臣より現職教員や学校関係者等に対しメッセージを伝えるとともに、藤原総合教育政策局長より本年 3 月 18 日に策定された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」の概要を説明するもの。

URL：<https://youtu.be/pSMhzMX2J8k>

《児童生徒性暴力等の特徴について》

概要：児童生徒暴力等の特徴（性暴力等の類型、加害者の思考の誤り等）について解説するもの。

講師：藤岡淳子 大阪大学大学院名誉教授、一般社団法人「もふもふネット」代表理事

URL：<https://youtu.be/Nb2J4KzYuUg>

《事実調査のための面接－司法面接を参考に－》

概要：児童生徒に対する事実確認の聴き取りを行う際に注意すべき事項等について解説するもの。

講師：仲真紀子 立命館大学教授、北海道大学名誉教授

URL：<https://youtu.be/TYZ9u05ux2M>

別紙：関係規定等

【本件担当】

(教育職員等への啓発について)

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

TEL：03-5253-4111（内線 2079, 4675）

(養成課程を履修する学生への啓発について)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

TEL：03-5253-4111（内線 2451, 2453）

(その他の事項について)

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

TEL：03-5253-4111（内線 2033, 3196）

関係規定等

◆教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）
（教育職員等に対する啓発等）

第13条 国及び地方公共団体は、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

3 教育職員の養成課程を有する大学は、当該教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

◆教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日 文部科学大臣決定）**第2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項****1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策****（1）教育職員等に対する啓発**

○ 文部科学省においては、全ての教育職員等が法の内容を理解し、児童生徒性暴力等の防止等に向けて適切に対応することができるよう、児童生徒性暴力等の特徴や法及び基本指針により求められる措置等について周知を図るとともに、独立行政法人教職員支援機構や教育委員会、児童生徒性暴力等の防止等に係る専門家と連携し、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発の充実を図る。

また、児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画を作成し、活用を促すとともに、各地方公共団体における児童生徒性暴力等の防止等に向けた教育職員等の研修等についての取組状況を調査し、取組事例の共有を図る。

○ 地方公共団体（学校の設置者としての地方公共団体を含む。）においては、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育職員等の研修及び啓発の充実を図る。

○ 特に、学校の設置者及びその設置する学校においては、全ての教育職員等の共通理解を図るため、外部専門家や上述の動画を活用したり、ロールプレイ形式・ディベート形式を導入したりするなどの効果的な研修の工夫を図りつつ、教育職員等による児童生徒性暴力等の問題に関する校内研修を様々な機会を捉えて繰り返し、ま

た、計画的に実施するよう、取組の充実を図る。

(2) 教育職員の養成課程を履修する学生への理解促進

- 教育職員の養成課程を有する大学においては、養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとされていること（法第13条第3項）に留意する必要がある。
- 文部科学省においては、大学に対し、養成課程を履修する学生への入学時や教職課程の履修ガイダンス等の機会を捉えた指導など児童生徒性暴力等の防止等のための取組の充実や、文部科学省が作成した児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画や教育実習等での留意点等を説明した動画等を教育実習の事前指導等の授業において活用することなどの取組の充実を促す。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策

(2) 教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置

(事実確認等の実施)

- 事実関係の明確化に当たっては、被害児童生徒等や教育職員等から聴き取りを行うことが考えられる。学校の設置者が調査を行うに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない（法第19条第2項）とされており、特に、幼児期や小学校低学年などで、あるいは障害等により、自ら被害を訴えることが困難な児童生徒等については適切な支援と配慮を行う必要がある。
- また、児童生徒等の負担を軽減するとの観点から、児童生徒等からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童生徒等については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や時期、回数についての留意が必要であるとの指摘があることを踏まえ、捜査機関等においては、児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件において児童生徒等から事情聴取を行うに当たっては、代表者聴取の取組¹⁷を行っているところであるので、調査を行う学校の設置者においては、被害児童生徒等から聴き取りを行うに当たって、こうした取組に留意が必要である。

¹⁷ 児童生徒等が犯罪の被害者や目撃者等の参考人である事件において、児童生徒等から事情聴取を行うに当たって、児童生徒等の負担軽減及びその供述の信用性確保の観点から、検察、警察及び児童相談所の3機関が、早期に情報共有や協議を行い、そのうちの代表者が児童の供述特性を踏まえた方法（いわゆる司法面接的手法）等で当該児童生徒等からの面接・聴取を行う取組をいう。

- さらに、こうした指摘は学校の設置者が行う調査についても同様に、児童生徒等の負担を軽減するとの観点等に留意する必要がある、学校の設置者においても、代表者聴取の取組において行われる聴き取りの方法等を参考とすることは有効である。
- 被害児童生徒等に対して聴き取りを行う場合、弁護士や医師、学識経験者等の外部の専門家で児童生徒性暴力等の事案に係る聴き取りに長けた者や児童相談所の協力を得て丁寧な事実確認を行うことは非常に有効であると考えられる。また、被害者の意向等により、学校管理職や担任、養護教諭等により聴き取りを行う場合であっても、聴き取り項目や方法が適切かどうかや、聴き取った内容について補充の質問等が必要かどうかなど、外部の専門家の助言を得つつ行うことが必要であると考えられる。
- その際、仮に、将来的に当該教育職員等が特定免許状失効者等となり、欠格期間後に免許状の再授与を申請した場合、再授与審査においては、上記の事実確認で判明した児童生徒性暴力等を行った事実に基づき当該特定免許状失効者等が児童生徒性暴力等を再び行わないことの蓋然性等に係る検討が行われることを踏まえ、事実確認段階においては、当該教育職員等が行った児童生徒性暴力等を適切に把握しておくことが重要となることに留意する必要がある。
- また、児童生徒等のプライバシー保護に十分に留意する必要がある、例えば、調査の初期の段階で十分な確たる情報がない中、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する必要がある。